別表

業務区分（従事する業務）	主たる技能	技能水準			日本語能力水準			
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
漁業（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生等の作業に従事する業務）	漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生	漁業育成就労評価試験（初級）	漁業育成就労評価試験（初級）	1号漁業特定技能評価試験（漁業）	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A1相当以上若しくは日本語能力試験（JLPT）N5以上 又は認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第 41 号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A1相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A2．1相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A2．2相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N4以上
養殖業（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生等の作業に従事する業務）	養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生	養殖業育成就労評価試験（初級）	養殖業育成就労評価試験（初級）	1号漁業特定技能評価試験（養殖業）				